

## 本人確認書類について

- 下記の本人確認書類をご準備いただき、本人確認書類(コピー等)を右面の「本人確認書類貼付欄」に貼付願います。
- 顔写真付き本人確認書類をお持ちの場合は、「スマートフォン・タブレット」にてWEBサイトからお手続きいただくことができます。顔写真付き本人確認書類のコピーをご準備いただく必要がありませんのでWEBサイトからのお手続きをご検討ください。(詳しくは、表面記載のご提出方法「スマートフォン・タブレットの場合」をご確認ください。)

**手順 6** 下記の本人確認書類のうち、**いずれか1点のコピー**をお願いいたします。

区 分	本人確認書類名	お願いしたいこと
個人の方	<b>■ 日本国籍の方 &lt;下記のうちいずれか1点&gt;</b>	
	● 運転免許証	両面(表面+裏面)のコピー *裏面に何も記載がない場合も貼付をお願いいたします。
	● 運転経歴証明書(2012年4月1日以降発行のもの)	
	● 住民基本台帳カード(顔写真あり)	
	● 各種健康保険証 (例: 国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、 後期高齢者医療保険被保険者証等)	
	● 介護保険被保険者証	
	● 医療費受給者証	
	● 住民票(発行後6か月以内)	
	● 印鑑証明書(発行後6か月以内)	表面のみのコピー *個人番号が記載されているため、裏面のコピーは貼付しないでください。
	● マイナンバーカード	
<b>■ 日本国籍以外の方 &lt;下記のうちいずれか1点&gt;</b>		
● 在留カード	両面(表面+裏面)のコピー	
● 特別永住者証明書		
個人事業主 / 自営業の方	【本人確認書類に記載されている住所と事業所の住所が <b>同じ</b> である場合】 「本人確認書類1点」のコピーの貼付をお願いいたします(上記、「個人の方」の欄を参照してください。)	
	【本人確認書類に記載されている住所と事業所の住所が <b>異なる</b> 場合】 「本人確認書類1点」+「事業所住所の記載のある<補完書類>1点」のコピーの貼付をお願いいたします。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈補完書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税または地方税の領収証または納税証明書</li> <li>・社会保険料の領収証書</li> <li>・公共料金(電気・ガス・水道・固定電話(携帯電話は対象外)・NHK等)の領収証書</li> </ul> <p>※ 領収日付のあるものまたは発行年月日の記載があり、その日付がご提出いただいた日から6か月以内のもの</p> </div>		

本件に関するお問い合わせ窓口

お客さま情報確認センター **0120-291-044**  
受付時間/平日9:00~17:00(銀行休業日を除きます)

## 本人確認書類貼付欄

コピーは白黒でもカラーでも構いません。**原本は貼付しないでください。**  
貼付欄に収まらない時は、**当用紙全体に貼付をお願いいたします。**

表面(コピー)

※各種健康保険証等の「保険者番号」「被保険者等の記号・番号」部分、表示されている場合は「2次元コード」部分をマジック等で黒く塗りつぶしてください。

裏面(コピー)

※本人確認書類の裏面に記載がなくても貼付をお願いいたします。  
※マイナンバーカードの裏面のコピーは貼付しないでください。

### 補足事項

- ・住民票、印鑑証明書の原本はお返しできませんのでご了承ください。
- ・住民票は「本籍」「個人番号(マイナンバー)」の記載のないものを貼付してください。

### 【外国PEPsについてのご説明】

お客さまが「外国政府等において重要な公的地位にある方」に該当するか否かを確認させていただいております。下記をご確認いただき、表面の「外国 PEPs」欄にご回答をお願いいたします。

- 以下のような外国の重要な公的地位にある方
  - (1) 国家元首
  - (2) 内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
  - (3) 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
  - (4) 最高裁判所の裁判官に相当する職
  - (5) 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
  - (6) 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
  - (7) 中央銀行の役員
  - (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人(国営企業)の役員
- 過去に上記1.のいずれかであった人
- 上記1.または上記2.に掲げる方の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます)、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子

### 【ご回答に関して注意いただきたいこと】

- ◆当行では、お取引の目的や職業等、お客さまの最新の情報を定期的に確認させていただいております。ご確認に際し、**口座番号や暗証番号をお聞きすることはありません。また、ご自宅に訪問し通帳やキャッシュカードをお預かりすることもありません。**
- ◆最近、金融機関を装って、マネー・ローダリング対策の名目で、インターネットバンキングのログインIDやパスワード等を不正に入手しようとするフィッシングメールが確認されています。**当行では、マネー・ローダリング対策において、メールやSNSを利用してお客さまの情報入力をお願いすることはありませんのでご注意ください。**

### 手順 7

「本人確認書類」貼付済の「お取引目的等確認シート(本状)」を、同封の返信用封筒に入れ、表面記載のご提出期限までにご提出をお願いいたします。

ご回答いただきありがとうございました。

切り取らずに返送ください。